

議案第19号

富津市精神障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

富津市精神障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成27年 2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

精神障害者の医療費の助成について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく自立支援医療費の支給制度が確立しているため通院治療に係る費用の助成を廃止するとともに、本市の区域外に所在する施設に入所等し、当該施設の所在地に住所を移した者を新たに助成の対象者とする規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市精神障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

富津市精神障害者医療費等の助成に関する条例（昭和50年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市精神障害者医療費の助成に関する条例

第1条中「医療費等」を「医療費」に改める。

第2条第1号中「の規定による統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」を「に規定する精神障害者」に改め、同条第2号中「医療費等」を「医療費」に、「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する自立支援医療を受けた際に障害者等が負担する費用」を「のうち法第5条に規定する精神疾患に係る入院治療を受けた際に被保険者が負担する費用」に改め、同条第3号を削る。

第3条第1項中「医療費等」を「医療費」に、「次項及び第3項のいずれにも」を「医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である精神障害者（本市に1年以上住所を有したことがない者を除く。）で、次の各号のいずれかに」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの
  - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者である者
  - イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者であるもの（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）
  - ウ 本市が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び

第76条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定による支給決定を行なっている者

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条第3号中「この」を削り、「医療費等」を「医療費」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第2号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成19年富津市条例第3号)の規定により支給資格の認定を受けた者

(5) 富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)の子ども

第4条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 精神障害者及び当該精神障害者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度(医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号の所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)の額を規則で定めるところにより合算した額(以下「基準税額」という。)が235,000円以上であるもの

第5条を次のように改める。

(助成額)

第5条 助成は、対象者の精神疾患について医療保険各法に基づく保険により医療の給付がなされたとき、当該医療の給付に伴う自己負担すべき額(対象者が負担すべき額について法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額、国の補助に基づき給付を受ける額及び付加給付規定に基づき給付を受ける額を除く。)から医療保険各法に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額について行うものとする。ただし、基準税額が生じる場合にあつては、当該控除した額に100分の80を乗じて得た額とする。

第7条中「受けた者」の次に「(以下「支給資格者」という。)」を加え、「医療費等」を「医療費」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、前条第1項の規定による申請をした日以降の医療費に係るものとする。

第11条中「の施行」を「に定めるもののほか、精神障害者に対する助成」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「医療」を「医療の給付」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条中「対象者」を「受給資格者」に、「受けた」を「受け、又は本市以外において助成に相当する医療費の支給を受けた」に、「その者」を「当該受給資格者」に、「の返還を命ずる」を「を返還させる」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(支払過誤の調整)

第10条 市長は、第5条の規定により助成する額を支払った場合において、その額に過誤があったときは、当該過誤のあった支払月の翌月以降の支払額との間で必要な調整を行うことができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、第6条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富津市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。